

## 北見市住民自治推進交付金制度に関する指摘事項・意見等

1. 交付金の対象となる「住民協働組織」の設立条件が地域の実情に合っていないため設立が進まない地域がある。
  - ・小学校区をおおむねの単位とすること。
  - ・町内会の過半数以上が加入していること。
  - ・連合町内会、PTA、地区子ども会育成連絡協議会、地区青少年健全育成推進会の半数以上が加入していること。

地域によって、連合町内会を中心に住民協働組織と同じような活動をしていながら、交付金が受けられないのは不平等、不公平である。

2. 町内会等を中心とした地域コミュニティ活動に市が財政支援（税金で）をすることは、そもそも間違った取り組みである。地域コミュニティ活動はボランティアでやるべきである。
3. 北見市には、全国に誇る自治連を中心とした町内会組織がある。住民協働組織は、交付金目当ての組織であり、本来の町内会組織を崩壊させるものである。
4. 連合町内会で実施している活動と住民協働組織が実施している活動が重複している。住民協働組織は連合町内会のいいところ取りをしているだけの組織である。
5. 住民協働組織と連合町内会組織の役員がほとんど同じである。
6. 交付金（税金）から住民協働組織の役員報酬が支払われていることは問題。町内会長は、自分たちの会費から負担しており、ボランティアでやるべきことである。